平成２１年（フ）第１１６４号
大阪府岸和田市宮本町24番９号
債務者　福本　誠一（旧姓土原）
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１８０号
大阪府和泉市浦田町294番地の１サザンハイム102号
債務者　安田真由美（旧姓小原）
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９１号
大阪府和泉市善正町669番地の13
債務者　中林　裕子（旧姓浅野）
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９８号
大阪府和泉市伯太町４丁目２番３号
債務者　小池　常夫
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９９号
大阪府和泉市伯太町４丁目２番３号
債務者　小池　敏子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０６号
大阪府貝塚市半田765番地晴風マンション３階Ｌ号、前住所大阪府貝塚市小瀬１丁目31番３―306号
債務者　吉坂　良行
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１０号
大阪府和泉市太町374番地の17
債務者　永吉　正明
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目１番13号、住民票上の住所大阪府高石市西取石５丁目５番７―402号
債務者　滝沢　澄夫
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１５号
大阪府岸和田市小松里町2347番地ロイヤルウィングＢ棟308号
債務者　西ノ　寿美
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２２９号
大阪府泉佐野市新町１丁目２番４号
債務者　前田　由梨
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２３０号
大阪府泉南市信達岡中1485番地の112
債務者　井場木登志子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２３２号
大阪府岸和田市別所町２丁目20番９号ファミール東京202号
債務者　福田　　正
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２３５号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番12―101号
債務者　熊川　義人
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２３６号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番12―101号
債務者　熊川　和子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１号
大阪府泉大津市東助松町２丁目７番23号
債務者　野口　信治
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２号
大阪府泉大津市東助松町２丁目７番23号
債務者　野口多美子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５号
大阪府岸和田市大北町９番８号、前住所大阪府岸和田市中町４番19号
債務者　山下喜代美（旧姓柿本）
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
大阪府岸和田市小松里町754番地３白水マンション104号、住民票上の住所大阪府岸和田市作才町1294番地ら・ふれーず203号
債務者　中　　紀子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係